

防管協会報

編集・発行
新居浜市防火管理協会
〒792-0025
新居浜市一宮町1-5-1
事務局：消防本部予防課
電話 (0897) 65-1342
FAX (0897) 34-1189
印刷：株式会社コピー商会

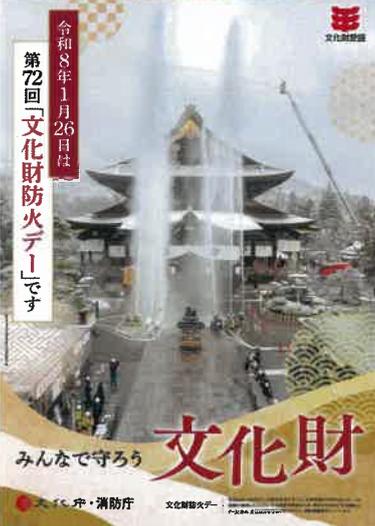


毎年1月26日は
「文化財防火デー」

火災防御訓練 広瀬歴史記念館 旧広瀬邸



119番通報及び初期消火活動



毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。
文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。昭和30年の第1回文化財防火デー以来、毎年1月26日を中心に、文化庁、消防庁、都道府県・市区町村教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携・協力して、全国で文化財防火運動を展開しています。





今年度は1月21日(水)に旧広瀬邸の火災
防御訓練を実施しました。
自衛防災体制の強化を図るとともに消防機
関との連携を密にし、文化財愛護思想の普及
と関係者の防災意識の高揚を図ることを目的
として実施しました。

旧広瀬邸は平成15年5月30日、「別子
銅山を支えた実業家の先駆的な近代和風
住宅」として、国の重要文化財に指定さ
れました。また平成30年2月13日、旧
広瀬邸の庭園が、「迎賓・祝祭・顕彰の
場を兼ね備えた近代日本における地方の
庭園文化発展を示す
重要な事例である」
として、国の名勝に
指定されました。



 屋外消火栓を使用して
初期消火活動を実施



令和7年 消防統計

区分	令和7年	令和6年
出火件数(件)	29	32
損害額(千円)	46,836	48,681
死者(人)	1	0
負傷者(人)	3	6

主な出火原因

「たばこ」による火災が多く発生しています。灰皿には水を張り、**吸殻は確実に消火しましょう**。また、就寝前や外出前には**もう一度確認しましょう**。

令和7年	令和6年
たばこ(5件)	火入れ(4件) たばこ(3件)
こんろ・たき火 電気機械(各2件)	電気機器(3件) 放火の疑い(2件)

初期消火の重要性 火災を早期発見した場合の初期消火の効果は絶大です!

令和6年中：火災件数32件 ⇒ 初期消火実施16件 ⇒ 鎮圧に対し有効 9件
消火方法：水道水(水バケツ), 粉末消火器 **初期消火成功率56%**

令和7年中：火災件数29件 ⇒ 初期消火実施21件 ⇒ 鎮圧に対し有効 19件
消火方法：水道水, 粉末消火器 **初期消火成功率95%**

救急搬送概況

区分	令和7年	令和6年	増減
出動件数(件)	6,845	6,786	59
搬送人員(人)	6,418	6,369	49

勇気を持って
**初期消火
活動を!!**



マイナ救急

傷病者のマイナ保険証から医療情報を把握し、救急業務に活用します。

マイナ救急では、救急隊員がご本人のマイナ保険証を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。ご本人や付き添われるご家族の方の負担を軽くするとともに、傷病者の方がより適切な処置を受けるのに活用します。



★すばやい初期対応 ★適切な病院への搬送 ★病院での早期治療



新消防車両紹介



水槽車：北署配備

小型動力ポンプ付水槽車

8,000ℓの水を積載

外装には新居浜の工場地帯のデザインを施した車両です。



タンク車：南署配備

水槽付消防ポンプ車

従来のタンク車より車長を限りなく短くコンパクトにし狭隘な現場でも活躍できる車両です。



春の火災予防運動

3月1日
～
3月7日

全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め 火を止め 準備よし」

期間中の主な行事予定(抜粋)

【住宅防火対策】 3月1日(日)～3月7日(土)

- ・住宅防火口ビー展 : 別子銅山記念図書館本館
- ・一般家庭の防火診断(リーフレット等の配布)
- ・住警器普及協力事業所にて住警器普及広報
- ・消防かわら版発行

【消防長特別査察】 2月16日(月)

高圧ガス事業所
住友化学(株)愛媛工場 新居浜地区

【林野火災予防対策】 3月1日(日)～4月30日(木)

- ・特定区域の火気使用制限の実施: 市長公告
- ・「みんなの消火用水」の補充整備
- ・立看板等の整備及び山林パトロールの実施等

【広報宣伝】 3月1日(日)～3月7日(土)

- ・市政だより、協会報による広報

【消防観閲式】 3月1日(日) 9時～

山根グラウンド

腕用ポンプ操法: 観閲式



はしご乗り操法
観閲式





全国山火事予防運動統一標語

山火事を 起こすも防ぐも 私たち

新居浜市では、山火事を防止するため、
次のとおり火気の使用を制限します。

- ・規制期間 3月1日(日)から4月30日(木)までの2ヶ月間
- ・規制区域 河北山(金子山)、郷山、長野山(市民の森)、生子山(煙突山)
- ・規制内容 無届けのたき火・草焼き・歩行中の喫煙・たばこの吸い殻・マッチのすりかすの投げ捨てなどの行為を禁止します。



ちょっと待って！**たき火の前に確認を**!!

新居浜市では、林野火災の危険性が高まった場合には、「林野火災注意報」や「林野火災警報」が発令され、

「屋外でのたき火」が制限されます。



これに従わない場合には罰金や拘留などの罰則が適用される場合があります。

林野火災注意報 = 十分注意

前3日間の合計降水量が1mm以下

+

前30日間の合計降水量が30mm以下

または乾燥注意報が発表

林野火災警報 = 禁止

林野火災注意報発令

+

強風注意報が発表

届出：たき火をする前に消防署へ届出が必要です。

**「火災と紛らわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出書」**

